総合事業Q&A (緩和した基準によるサービス(サービスA)関係)

No.	分類	質問内容	回答
1	加算関係	サービスAも介護職員処遇改善加算の該当にはなるのか。	習志野市では、サービスAで算定できる加算は初回加算のみで、介護職員処遇改善加算は算定できない。
2	基準関係		説明会の中では、週に1回程度利用の場合、1月につき従前相当サービスを2回、サービスAを2回という例を示したが、利用者の状態に応じて、 従前相当サービスを1回、サービスAを3回などの併用も可能であり、上限額の範囲内で組み合わせて利用できる。
3	基準関係	通所介護・従前相当サービスの定員にサービスAの利用者の人数も含めるのか。	面積については、同一空間でサービスを提供する場合には、サービスAの利用者も含めた人数で、(定員)×3㎡以上という基準を満たす必要がある。人員配置については、通所介護と従前相当サービスでは同等の基準となっているが、サービスAでは基準が緩和されているので、それぞれ分けて考える必要がある。地域密着型通所介護についても同様の考え方となる。
4	基準関係	現在、デイサービスの提供場所として登録していない場所をサービスAの提供場所とすることは出来るか。	サービスAの指定を受ける際に、サービスAの提供場所として登録すれば可能である。
5	基準関係	常勤の考え方について教えてほしい。例えば、1週間のうち 1日だけサービスAを提供する場合の常勤の考え方はどう なるか。	サービスが一体的に提供される事業所において常勤である職員についてはサービスAにおいても常勤であるとみなす。例えば、1週間のうち1日だけサービスAを提供する事業所において、サービスAを提供する1日についてはサービスAに従事し、それ以外の日は当該事業所の別事業(訪問介護・通所介護や従前相当サービス)に従事する常勤職員は、サービスAにおいても常勤職員という扱いになる。
6	基準関係	サービス提供時間はどれくらいか。	訪問介護・通所介護や従前相当サービスより短い時間を想定しているが、特段の定めはない。例えば通所型サービスの場合、午前中のみ、午後のみなど3時間程度のサービスで、原則として食事や入浴はなしと考えている。ただし、事業所独自のサービスとして食事等を提供することを妨げるものではなく、食事等を提供した場合には、実費相当を利用者から徴収することが出来るものとする。
7	基準関係	運動機能向上ミニデイ型サービスと介護予防ミニデイ型 サービスの違いは何か。どちらのサービスになるかは市が 決めるのか。	運動機能向上ミニデイ型サービスと介護予防ミニデイ型サービスの最も大きな違いは、機能訓練指導員の配置の有無である。運動機能向上ミニディ型サービスでは機能訓練指導員が必置だが、介護予防ミニデイ型サービスでは必須ではない。

総合事業Q&A (緩和した基準によるサービス(サービスA)関係)

8	ケアマネジ メント関係	介護予防グアマネジメントも、緩和した基準によるサービスの利用者については緩和したケアマネジメントになるのか。	現時点では、緩和した基準によるサービスのみを利用する利用者についても、従前の介護予防支援相当の介護予防ケアマネジメントAが適用される。
9	その供	必ずサービスAに切り替えなければならないという市町村もあるが、習志野市でも9月以降、あるいは利用者の認定更新のタイミング等でサービスAに切り替えなければならない	市認定ヘルパー等、サービスAのための担い手をすぐには十分に創出できないと想定されることなどから、習志野市においては必ずしもサービスAに切り替えなくてもよいこととする。ただし、国の方針として、多様なサービスに移行していくこととしていることから、習志野市においても、利用者の状態に応じて従前相当サービスからサービスAに移行していくことが望ましい。